

Title	『日本書紀』分注の分類とデータベース化の問題
Author(s)	是澤, 範三
Citation	語文. 92-93 P.3-P.12
Issue Date	2010-02-28
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/69132
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

『日本書紀』分注の分類とデータベース化の問題

是 澤 範 三

一 はじめに

『日本書紀』（以下、書紀と略称）には本文の記事・所伝・用字・用語等に対し、訓詁を含む多数の注記が存する。その多くは本文に対し小字二行（小書双行とも）の書式をとり、これを分注と称する。この分注が一体どの段階で付け加えられたのかは古来論議のあったところであるが、本稿は分注全体のデータベース化を目的とすることから、現段階では本注・後注といった立場はとらない。分注の内容は、逐一の考証を必要とするものとしてその検討は後に譲り、まずはその基礎となる分注を分類し、今後の研究の便宜を図ろうとするものである。

二 『日本書紀』の注

そもそも書紀における注は、漢籍に付されるそれとは注としてのあり方が根本的に異なる。⁽¹⁾ 次にあげるのは顔師古の『前漢書敘

例』第二条の一節である。

漢書舊くは注解なし。唯、服虔・応劭等、各音義を為り、自

ら別に施行するのみ。（漢文省略）

つまり『漢書』の場合、編纂時に注が併存することは基本的になかったのである。「古典作品は原作が裸のままでは伝わっていないのではなく、異本、注釈、鑑賞などの集大成につつまれ⁽²⁾る重層的なものである。書紀にはその重層性が編纂の段階で備わっていることになり、それは原資料の存在を意味する。その代表が神代紀の「一書」である。次にあげるのは、『釈日本紀』に引く延喜年間講書における書紀の「一書」等に関する問答である。

問。此書之注、不_レ釈_二史文_一。多引_一載_一一書、或説。其意如何。

答。師説。此注之中非_レ無_二解_一釈_一。但又引_一載_一一書、一説、或曰、亦曰者。上古之間、好事之家所_レ著_二古語之書_一、稍有其數_一也。選_二此書_一之時、雖_レ不_レ悉採用_一而亦不_レ能_レ弄、仍所_レ加載_一也。是則裴松之三国志注例也。

これは、書紀の特徴をなす「一書」等の異伝併載の方式を「注」として、それが『三國志』裴松之の注例に倣ったものとする。裴松之の注は『三國志』成立の約百年後に加えられたものである。裴松之は「上三國志注表」において、陳寿『三國志』の叙述の簡略さと脱漏の欠点を述べ、それを補うことを注作成の目的のひとつとしていることを述べる。以下は、裴松之が注を作成する方針を、吉川忠夫氏が箇条書きしたものである。

一、陳寿の遺漏を補うこと

二、ひとつのことからについて複数の記録が存在する場合に
は、それらをすべて列挙して異聞をそなえること

三、あやまりをただすこと

四、いささかの論評を加えること

〔『正史三國志』2 ちくま学芸文庫「解説」五二六頁による〕

書紀における異伝併載の方式を裴松之の注に倣ったのはそうかもしれないが、書紀の場合、その異伝の扱い方が巻により異なる。つまり、神代紀においては「一書」として異伝を併載するも、そこに編者の考えはほとんど示されていない。厳正ではないにしろ資料批判を多少なりとも伴う裴松之とはその点異なるが、それは編纂者と注釈者との立場の相違によるものといえよう。とはいえ、裴松之の注との類似を指摘するならば、それはむしろ卷三以降の分注にある。さきあげた裴松之の注の方針は、書紀の注の内容与合致する。また、分注の件数の多寡や内容による異なりが巻により区分のみられることはすでに太田善麿（一九四七）が指摘した

ところでもある。如上の状況を鑑み、本稿は書紀編纂上の問題に
関する基礎的作業として、書紀にみられる注記的記述を、その形
式と内容から分類・整理して分注データベースを作成する。なお、
神代（巻一、二）の「一書」については、従来から指摘されてい
るとおり、本来一書自体が小字二行（小書双行）で書かれていた
と見られることから、「一書」における注記が結果として分注に
はなっていないが、訓注等明らかに他巻での注記と同一視できる
ことにより、分注として処理する。これは、あくまでもデータ
（関連するものがひとまとまりにされたもの）としての処理であ
る。

三 書紀分注の分類

近代以降、書紀の研究は、歴史学者を中心に進められ、国語国
文学者は歌謡と訓注、神話、訓話と出典論を主に研究の対象とし
てきた。また、日本古典文学大系の校注に関しては、担当者・協
力者として「国漢文」、「東洋史・朝鮮史」、「建築史」、「国史」、
「漢文」、「国語学」、「思想史（仏教）」、「神話・説話」の専門家の
名前があがり、多分野にわたる包括的な取り組みであったことが
窺える。その中でも定本作成の問題は、神代巻こそ中村啓信編
『校本日本書紀』（角川書店・全四冊）が刊行されたが、坂本太郎
（一九六七）の「誰もが気にしながら、まだ十分と言えないのが
実状である」という言のまま今に至るといってよい。本稿では、
テキストとして注が充実する古典文学大系本（巻一、二は卜部兼

方本、卷三以降は卜部兼右本を底本とする)を使用する。

これまでに書紀の分注を分類したものととして、上田正昭(一九六六)、白藤礼幸(一九六八)が部分的に提示したものがあつた。近年では柳玖和(二〇〇六)が国史大系本をテキストとして無書名分注を分類、その特徴を指摘し、区分論との関わりにまで及んだことが注目される。

まず、白藤氏の分類は、文末助字の分析に主眼を置いた点に特徴があるが、その大枠(一・三)は書紀分注分類の基本となる。

一、他書よりの引用

二、一書など、書紀資料一本よりの文

三、本文に付した注釈

1、訓注文末の助辞

2、他書よりの語引用

3、事項的説明

4、叙述的説明

5、筆者の態度を表わす注

別分類としてさらに句形・句法の枠を設け、文末助字の観点から区分論との現象の類似を指摘する。本稿も、分注の分類に際し、まず形式による分類の大枠として白藤氏の三分類を利用したい。氏の分類はとりわけ「一・二は編者自身による用字ではなく、三のみが編者によってオリジナルに用いられたものと考えられる」(二三三頁)という指摘が注目に値する。つまり、形式による分類は、次のように言い換えることが可能である。

〔形式による分類〕

A 引用 引用する書名等を明示して引用部をあげる形式

B 異伝 書名等を明示せず、引用部をあげる形式(亦云は除く)

C 編者注 引用・異伝以外の、編者による形式

なお、Aの「引用する書名等」の詳細は以下のとおりである。

『魏志』、『起居注』(晋)、『百済記』、『百済新撰』、『百済本記』、『日本世記』、『伊吉連博徳書』、『難波吉士男人書』、『譜第』、『国老』、碑文

また、Bの引用形式の詳細は以下の通りである。

「一書曰」、「一書云」、「一云」、「一本云」、「或本云」、「或云」、「旧本云」、「别本云」、「或所云」、「古語云」

この分類では例えば次の点が注意される。(引用部に「」を付す)

①百済本記云「為哥岐弥、名有非岐。」(巻一九)

②百済本記云「久羅麻致支弥、従日本来。」未詳也。

(巻一七)

③百済記云「職麻那々加比跪」者、蓋是敷也。(巻九)

①は、『百済本記』からの引用のみの注記と見なされるが、②③は引用後に「未詳也」「蓋是敷也」という編者の注が付き、箇所としては一箇所のみであるが、項目数としては、引用と編者注の二件からなる注である。つまり、②③は一文中にAとCの形式が併記もしくは複合していると見なす。これまでの分類は、箇所としてのカウントがほとんどであったが、分注研究の性質上、こ

の分類ではさらに対象を詳しく区切り、項目数を基軸にカウントする。

次に柳氏は、まず書紀分注を内容から分類し、それを無書名分注か否かに分ける。

A 固有名の異名

B 1 固有名の異説

B 2 固有名の補足説明

C 1 記事内容の異説

C 2 記事内容の補足説明

そのうえで、無書名分注に A、B 1、C 1 はなく、本文の補足説明 (B 2、C 2) がほとんどを占めると指摘する。また、無書名分注の補足説明を内容によりさらに次のように分類する。

(イ) 本文記事の理解を助けるための補足説明

(ロ) 編纂の方針や同記事出現に関する指示

(ハ) 本文記事の不明瞭な部分に対する客観的判断による解釈を示す

(ニ) 闕名、闕姓などに関する記事

(ホ) 古俗、国老に根拠した補足説明

(ヘ) 固有名や語彙の訓み方に関する注記

(ト) 重引分注で複数の補足説明からなるものとして、(イ) (ハ) については、下位分類として

a 統柄に関するもの

b 人名に関するもの

c 地名に関するもの

d 語彙に関するもの

e 内容的な説明

f 年齢を記すもの

g 冠位を記すもの

を設け、(ロ) については、二つの下位分類を設ける。

a 以下同一の方針をとることを示すもの

b 本文の同記事出現に関する指示

無書名分注に注目した点では上田氏と同じであるが、その数は上田氏「二三一項目ばかり」に対し、柳氏二六〇と認定の仕方に差異が見られる。上田氏の使用テキストは確認できないが、柳氏は国史大系本をテキストとして「無書名分注一覧表」を巻末に付し、全用例につき検証可能である。分類項目については柳氏によりその体系がほぼ示されたとみられるが、テキストの相違や分注の認定の仕方によって数値に相違が出てくるのは望ましくない。ここに分注をデータベース化することの必要性がある。さらにいえば、分注を箇所別件数としてとらえることはデータ上の基本であり、柳氏も「同一箇所」に注記されたものは内容上二事項以上にわたるものも一件」(太田善麿(一九六二)九三頁)と数えたと思われる。また、柳氏は訓注(の単独例)を除外しており、それは一つの見識であるが、例えば書紀巻第一の最初の分注を見てみよう。

至貴曰尊。自余曰命。並訓美挙等也。下皆效此。

これは、柳氏の分類によれば「ロー a」になるものであり、明快

である。但し、分注をデータ化する立場としては、本稿の「内容による分類」で示せば「倭義注／訓注／編纂注」という三項目からなる分注とみて、それぞれに番号を付した。また、番号の付し方も、全項目・箇所・巻別・区分・分類項目別等、複層的なコードになるよう配慮した。このように分注を項目に分けるのは、書紀には二項目以上にわたる分注があり、それをひとまとまりで処理すると、次の例などが対応できなくなる。

去来穗別天皇女曰_二中蒂姬皇女。／更名長田大娘皇女也。／大鷦鷯天皇子大草香皇子、娶_二長田皇女、生_二肩輪王也。於後、穴穗天皇用_二根臣護、殺_二大草香皇子、而立_二中蒂姬皇女_一為_二皇后。／語在_二穴穗天皇紀_一也。
(卷一四)

柳氏はこの分注を「イー a」とするが、傍線部に注目すればロー b であり、二つにわけて考えなければならない例となる。本分類では「／」で区切り、「系譜注／異名注／詳注／参照注」の四項目と見なす。

このように項目で数えた場合、書紀の分注は九二五項目（七〇八箇所）におよぶ。その九二五項目を対象として、形式による分類とは別に機能による次の①②③の大枠を設定し、内容により下位の分類項目を設定したのが次の項目（二二項目）である。用例数とともにその一例をあげる。（番号は、巻を表す）

〔内容による分類〕

①辞書の記述

訓注 315例 01 日本此云耶麻騰。

②記事に関する情報の増補的記述

音注	10例	01	音、力丁反。
漢義注	16例	15	雙、重也。
倭義注	9例	02	赤女即赤鯛也。
名義注	22例	17	高向者、越前国邑名。
内容解説注	82例	07	王謂日本武尊也。
詳注	76例	09	是年、晋武帝泰初二年。
年齡注	12例	09	時年一百歳。
異名注	78例	02	亦名神戸劍。
説話注	8例	06	伊勢神宮起源譚（用例略）。
歌謡注	9例	18	一本、以陀々伺、易伊麻伺也。
記事	10例	17	百濟本記云、久羅麻致支弥、從日本來。

③記事に対する編纂者の主体的記述

異文併載注	78例	13	一云、流伊予国。
編纂注	28例	01	下皆效此。
参照注	19例	14	語在穴穗天皇紀也。

疑問注 15例 14 蓋古之俗乎。
未詳注 24例 19 語訛未詳。

本来であれば、分類結果を巻別・天皇紀別に表として数値を示すべきところではあるが、本稿では分析を主たる目的としてはいないので別稿に譲る。上田(前掲)は古事記と書紀の相違について、古事記が別伝(異伝)を掲載しない点をあげる。例えば古事記の場合には、現在整理された分類として神野志隆光(一九八三)の八分類がある。その分類は次のとおりだが、古事記の注の簡潔さとともに、書紀の注情報の豊富さが知られよう。⁽¹⁾

「古事記の注」

字のよみかたを示す所の注

訓注・声注・音読注(以音注)・音引注

理解のための解説的な注

計数注・氏祖注・説明注・崩御干支注

また、『続日本紀』の分注は、新日本古典文学大系(一)補注1—7(二四—二頁)によれば大きく次の三点に分けられる。

一、記事のもとになった原史料に、本文または注記のいずれかのかたちで分注に相当する字句があり、続紀編纂者が記事を成すさいに、それを分注として注記した。

二、原史料には相当する字句がなかったが、続紀編纂者が記事を成すにあたり、補足または説明のために新たに分注を加えた。

三、続紀の編纂完了後、これを読んだ後人が注記を加え、そ

れが伝写の間にまぎれて、分注のかたちで今日に伝えられた。

柳宏吉(一九五五)によれば、続紀の分注は五三例あるが、書紀と比べれば簡潔な注記で件数も遙かに少ないといえよう。

四 辞書的記述

以下では、前掲の分類項目について、注の実例ともに解説する。書紀の分注は、七〇八箇所ある。またその中には前述のように、同一箇所重複の内容を含むものもあることから、項目数は九二五となる。まず、国語学的に重要な訓詁としての辞書的記述の項目について、全用例(訓注、漢義注はのぞく)を見てみよう。

① 辞書的記述

【訓注】

訓注の件数は森博達(一九九一)の作業用原本(訓注の部)に従う。訓注は三一五例で、分注総数(九二五)の三分の一を占める。神代紀における一書の訓注は、一書自体が割書のため、さらに区別するためであろう、一書の末尾にまとめてあげるかたちをとるのを基本とする。訓注の施注意図等については現在、毛利正守(二〇〇二)、青木周平(二〇〇二)の説が大きな方向性を示し、具体的な分析が進行中である。

【音注】

音注は十例。内訳は、反切注が六例、直音注が二例、音読注が二例であるが、反切注の五例が巻一第五段に集中する。

※(番号は、巻分類項目別D/注5の区分を表す)

- 01/001/A 大日靈貴。此云於保比靈靈能武智。／音力丁反。
01/002/A 霧此云於簡美。／音力丁反。
01/003/A 屍此云磨理。／音乃弔反。
01/004/A 誰此云之伎。／音鳥含反。
01/005/A 干也。／此云備。
01/006/A 梶此云波茸。／音之移反。
02/007/A 過音倭。
15/008/C 蘆此云哀都利。／音之潤反。
18/009/C 取音読。
18/010/C 皆取音。

【義注】

義注は二五例。内容としては、中国語の注と日本語の注がある。前者を漢義注(十六例)、後者を倭義注(九例)と呼ぶこととする。漢義注・倭義注はいずれも区分でいえばA・Cに偏在し、B・Dにはない。漢義注は原本系『玉篇』との類似が指摘されるが、倭義注は不明である。

- 01/001/A 至貴曰尊。自余曰命。／並訓美等也。／下皆效此。
02/002/A 赤女即赤鯛也。
02/003/A 口女即鯔魚也。
14/004/C 称妻為妹。／蓋古之俗乎。
14/005/C 饌者、御膳之物也。

14/006/C 一云、禹豆母利麻佐、／皆盈積之貌也。

15/007/C 子者、男子之通称也。

25/008/C 惟神者、謂随神道。亦謂自有神道也。

25/009/C 初位。又名立身。

このうち002/003は第十段の本書と一書の間でいずれも注を含むかたちである点共通する。〔〕は分注で、〈〉は挿入句を表す)

唯赤女「赤女。鯛魚名也。」比有「口疾」而不来。(本書)
赤女久有「口疾」〈或云赤鯛〉疑是之吞乎。(一書第一)

但赤女有「口疾」不来。〈亦云、口女有「口疾」即急召至。>(一書第二)

海神召「赤女・口女」問之。時口女、自「口出」鉤以奉焉。〈赤女即赤鯛也。口女即鯔魚也。〉(一書第四)

※ちなみに一書第三は「鯛女」で注記なし。

魚名である「赤女・口女」にこのように義注が付随するのは和製漢語ゆえの配慮であろう。しかもこれらは「一書」においても巻末ではなく挿入句としてある。このような義注はいずれもAとCにある。Cには森氏がα群中国人述作説の根拠ともしている004の分注もあり、このような倭義注がいわゆるβ群に存在しないことが注意される。

また、義注と訓注が併存する場合が六例ある。そのうち五例が漢義注とであり、倭義注との例は先掲「尊・命」「ミコト」のみである。神代巻以外の二例はいずれも「俗」が補記されて他の訓

注とは区別される。(番号は、巻/区分を表す)

15 C 鹿父、人名也。／俗呼父為柯曾。

17 C 謂海中嶋曲崎岸也。／俗云美佐祁。

神代卷における義注のあり方は、音注の施注目的の不明さを含め、神代巻で独特の様相を見せるといえよう。

【名義注】

名義注は二二例。いずれも固有名詞に対する注記であり、いずれも「名(也)」として、地名・人名・邑名・島名といった意味を示す。

02/001/A 赤女鯛魚名也。

03/002/B 菟狹者地名也。／此云宇佐。

14/003/C 螺羸、人名。／此云須我。

15/004/C 使主日下部連之名也。／使主、此云於瀨。

15/005/C 置目老嫗名也。

15/006/C 鹿父、人名也。／俗呼父為柯曾。

15/007/C 高向者、越前国邑名。

17/008/C 汶慕羅島名也。

17/009/C 背評地名。／亦名能備己富里也。

18/010/C 来狭々・登伊、二邑名也。

18/011/C 使主・小杵、皆名也。

19/012/C 二人名也。／已見上文。

19/013/C 謂在任那、日本臣名也。

19/014/C 宮名。

19/015/C 弥弓津名。

19/016/C 守石・名瀬水、皆名也。

19/017/C 媛名也。

21/018/C 阿都大連之別業所在地名也。

21/019/C 赤橋名也。赤橋、此云伊知。

21/020/C 萬名也。

25/021/C 武庫、地名也。

26/022/C 田身山名。／此云大務。

上記のとおり、固有名詞を指示するものであるが、例えば021「武庫」は巻二五以前の巻十の本文に三例既出する。

悉集於武庫水門。

当是時、新羅調使、共宿武庫。

既而率其三婦女、以至津国、及于武庫、而天皇崩之。

そのような中で巻二五に名義注が見られることは、巻による編纂者の相違を示すものといえよう。つまり、如上の注記を辞書的記述として一括したが、注意すべきは訓注を除き、それらのほとんどがC(α群)に見られることである。これは、義注の必要性の認識の相違を反映したものといえよう。

上記の、施注形式の特徴の一として、小泉道(一九九二)は、訓注が単独注だけではなく、先に見たような他の注記と並記される「複合注」の例をあげ、「上代の主要文献にはまず見当たらない施注様式」と指摘する。この訓注を含む複合注は、二七例存する。用例は省略するが、その組み合わせと用例数は次のとおりで

ある。

倭義注／訓注／編纂注 (1例)

異文／由来／訓注 (1例)

漢義注／訓注 (4例)

訓注／漢義注 (1例)

名義注／訓注 (5例)

訓注／音注(反切) (6例)

音注(直音注)／訓注 (1例)

訓注／編纂注 (1例)

異名／訓注 (3例)

訓注／内容解説注 (4例)

編纂注が後ろに来るのは当然だが、訓注を基準に見た場合、「義注／訓注」「訓注／音注」という順序を優先順位としてみてもよいであろう。

五 おわりに

稿者が『日本書紀』を国語資料として活用するその意図は、日本における漢字受容の過程―中国漢文から日本漢文へ―として、日本上代における日本的漢字運用の様相を明らかにすることにある。この意図を有効にする区分論は、編纂者の問題として『日本書紀』の成立に深く関わる。分注の分析はその基礎となるものであり、その作業の前提となる作業用データを作成した。分類の概要は示したが、具体例は国語学に寄与するものとどめた。分類

およびコードに関しては、また修正も要するであろう。データは試用版として筆者のHP上で公開し、修訂を重ねる予定である。ご批評を請う。今後は上代文献における漢字運用の様相と書紀編者による編纂の様相の両面を視野に調査を続け、『日本書紀』を中心資料とする上代書記の様相を記述する。

注

(1) 小島憲之(一九六二)は、日本書紀の成立時点において注が備わっているその特異性を指摘し、その理由が上代人の手にした外来書は主として附注本であったことが上代人の述作に影響したであろうことを指摘している。(三三頁)

(2) 外山滋比古(二〇〇三)「異本と古典」による。

(3) 本稿では神代紀の「一書」を注とは見なさないが、神代紀巻一第五段本書の中に「一書云」ではじまる小字二行の注記が四例、「一書曰」ではじまる同様の注記が第八段本書に一例あり、それらは分注と見なす。

(4) 神代巻の本書を除く「一書」の注記は訓注・義注・音注がほとんどを占めるが、唯一例外的なのが、巻一第五段一書第六の「泉津平坂」に対する疑問注「或所謂泉津平坂者。不復别有處所。但臨死氣絶之際。是之謂歟。」であり、しかも一書の末尾に付さず、本文の句中に挿入する異例の形をとる。

(5) 書紀の区分については、大枠として森博達(二〇〇三)等に表示される α 群・ β 群と巻三十があり、神代巻を区別するものとして榎本福寿(一九七八)のI~III群などあるが、稿者は本データベースのために次の四区分を便宜上設定する。

A 巻一、二

B 卷三十三、三二・三三、二八・二九

C 卷十四(二)、二四(二七)

D 卷三十

(6) 七〇八箇所(神代卷「一書」中の注記は含めていない)の数値は固定して不動であるが、分類項目の件数(九二五)は、現段階において、その認定にやや修正の余地があることをお断りしておく。

(7) なお、『古事記』には、注記形式として「注的本文」(中村啓信)ともいうべき、一文が本行から割書に続く注記形式がある。

石塚晴通(一九六七) 参照。

(8) なお、「天吉葛此云阿摩能與佐圖羅。一云與曾豆羅。」「正勝此云麻沙柯。一云麻左柯豆。」(以上、卷一)のように異訓が並記される二例は、同一語に対する訓であり、ここでは二訓一セットで数える。

参考文献

青木周平(二〇〇二)『日本書紀』の訓注と〈訓読〉―巻第一の場合―『古事記・日本書紀論究』おうふう

石塚晴通(一九六七)「本行から割注へ文脈が続く表記形式―古事記を中心とする上代文献及び中国中古の文献に於て―」『国語学』七〇

上田正昭(一九六六)「日本書紀に関する基礎的考察」『人文』一一、

京都大学教養部

榎本福寿(一九七八)「日本書紀の句法―以をめぐって―」『国語学』四七―一九

太田善麿(一九四七)「日本書紀の分註に関する一考察」『帝国学士院記事』五一(後に太田(一九六二)に再掲)

太田善麿(一九六二)『古代日本文学思潮論Ⅲ 日本書紀の考察』桜楓

社

小泉道(一九九二)『日本書紀』の訓注について『光華女子大学研究紀要』三〇

神野志隆光(一九八三)『古事記の達成』東京大学出版会

小島憲之(一九六二)『上代日本文学と中国文学(上)』塙書房

坂本太郎(一九六七)「日本書紀の本文研究」『日本古典文学大系日本書紀(上)月報』岩波書店

白藤禮幸(一九六八)「日本書紀の文末助辞について」『上代文学論叢』桜楓社

外山滋比古(二〇〇三)『外山滋比古著作集 三』みすず書房

毛利正守(二〇〇二)「日本書紀訓注の把握」『国文学解釈と教材の研究』四七―四 學燈社

森博達(一九九二)『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館書店

森博達(二〇〇三)「日本書紀成立論小結―併せて万葉仮名のアクセント優先例を論ず」『国語学』一一四

柳宏吉(一九九五)「続日本紀の分註について」『日本歴史』八三

柳政和(二〇〇六)『日本書紀』無書名分註の区分と特徴』『日本語学』三四、日本語学会(韓国)

付記

日本書紀訓注データベースは、左記のホームページで公開する予定である。ご修正を請う。

URL: <http://www.kyoto-seika.ac.jp/hanzo>

(これさわ・のりみつ 京都精華大学専任講師)